** 石積埋立処分場の維持管理記録 ** (令和 7年度)

更新日:令和7年10月9日

1 埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

単位:トン

埋め立てた年月			令和 8年									
埋め立てた平月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却灰	4,197	4,255	2,226	3,704	3,364	3,768						
不燃物	305	353	280	3,946	255	225						

2 点検状況

				4	令和 7년	令和 7年 令和 8年										
点検年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	4/9	5/8	6/4	7/10	8/12	9/9										
擁壁等の点検	0	0	0	0	0	0										
遮水工の点検	0	0	0	0	0	0										
調整池の点検	0	0	0	0	0	0										
浸出水処理設備の 機能点検	0	0	0	0	0	0										
防凍のための 措置の点検	0	0	0	0	0	0										
必要な措置を講じた日・ 措置の内容																

〇:異常なし ×:異常あり

3 周縁地下水及び放流水の水質検査

(1)石積埋立処分場 観測井戸1

	9) #JU/J	.1717						令和 7年	E.				4	う和 8호	 F
項目			技術上の	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した年月日		基準値	基準で 定める	4/9	5/8	6/12	7/10	8/6	9/3						
検査結果の得られた生	∓月日		検査頻度	6/3	6/26	7/29	8/29	9/30	10/3						
電気伝導度	(mS/m)		月1回以上	17	17	18	18	19	17						
塩化物イオン	(mg/L)		月1回以上	3.2	3.3	3.2	3.2	4.7	3.1						
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005							
総水銀	(mg/L)	0.0005以下	年1回以上					<0.0005							
カドミウム	(mg/L)	0.003以下	年1回以上					<0.0003							
鉛	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.005							
六価クロム	(mg/L)	0.05以下	年1回以上					<0.01							
砒素	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					0.011							
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.1					-		
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005					-		
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001					-		
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001					-		
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02以下	年1回以上					<0.002					-		
四塩化炭素	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004以下	年1回以上					<0.0004							
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上				-	<0.01							
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04以下	年1回以上		-			<0.004			-		-		
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1以下	年1回以上					<0.1							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006以下	年1回以上					<0.0006							
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
チウラム	(mg/L)	0.006以下	年1回以上					<0.0006							
シマジン	(mg/L)	0.003以下	年1回以上					< 0.0003		-			-		
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02以下	年1回以上					<0.002		-			-		
ベンゼン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001							
セレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.002							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05以下	年1回以上					<0.005							
クロロエチレン(別名塩化ビニル又 は塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002以下	年1回以上				I	<0.0002							
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	(1以下)	年1回以上												

- * 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。
- * 基準値欄の()に示す数字は環境基準。
- * 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

(2)石積埋立処分場 観測井戸2

							4	令和 7年	F				4	う和 8호	Ę.
項目			技術上の	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した年月日		基準値	基準で 定める	4/9	5/8	6/12	7/10	8/6	9/3						
検査結果の得られた年	F月日		検査頻度	6/3	6/26	7/29	8/29	9/30	10/3						
電気伝導度	(mS/m)		月1回以上	23	22	33	31	28	27						
塩化物イオン	(mg/L)		月1回以上	4.9	4.9	10	5.4	6.4	4.1						
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005							
総水銀	(mg/L)	0.0005以下	年1回以上					<0.0005							
カドミウム	(mg/L)	0.003以下	年1回以上					<0.0003		-					
鉛	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.005		-					
六価クロム	(mg/L)	0.05以下	年1回以上					<0.01		-					
砒素	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.005							
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.1							
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005							
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001							
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001							
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02以下	年1回以上					<0.002							
四塩化炭素	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004以下	年1回以上					<0.0004							
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上					<0.01							
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04以下	年1回以上					<0.004							
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1以下	年1回以上					<0.1							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006以下	年1回以上					<0.0006							
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
チウラム	(mg/L)	0.006以下	年1回以上					<0.0006							
シマジン	(mg/L)	0.003以下	年1回以上					<0.0003							
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02以下	年1回以上					<0.002							
ベンゼン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001							
セレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.002							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05以下	年1回以上					<0.005							
クロロエチレン(別名塩化ビニル又 は塩化ビニルモノマー	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	(1以下)	年1回以上	İ	i										

- * 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。
- * 基準値欄の()に示す数字は環境基準。
- * 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

(3)石積埋立処分場 観測井戸3

(6)省镇建立处力。	, ,,,,,,	(1) (1)					-	令和 7年	 F				4	介和 8 年	Ę.
項目			技術上の	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した年月日		基準値	基準で 定める	4/9	5/8	6/12	7/10	8/6	9/3						
検査結果の得られた年	F月日		検査頻度	6/3	6/26	7/29	8/29	9/30	10/3						
電気伝導度	(mS/m)		月1回以上	15	15	15	16	18	16						
塩化物イオン	(mg/L)		月1回以上	5.3	5.2	5.0	5.0	6.6	4.9						
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005							
総水銀	(mg/L)	0.0005以下	年1回以上					<0.0005	-						
カドミウム	(mg/L)	0.003以下	年1回以上		I	I		<0.0003					I	I	
鉛	(mg/L)	0.01以下	年1回以上		l	I		<0.005					I	I	
六価クロム	(mg/L)	0.05以下	年1回以上					<0.01	-						
砒素	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.005	-						
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.1	-						
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上					<0.0005	-						
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001	-						
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001	-						
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02以下	年1回以上		-			<0.002							
四塩化炭素	(mg/L)	0.002以下	年1回以上				-	<0.0002	-						
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004以下	年1回以上		-		-	<0.0004	-						
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上					<0.01							
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04以下	年1回以上					<0.004							
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1以下	年1回以上					<0.1							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006以下	年1回以上		-	-		<0.0006					-		
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002							
チウラム	(mg/L)	0.006以下	年1回以上					<0.0006							
シマジン	(mg/L)	0.003以下	年1回以上					< 0.0003							
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02以下	年1回以上					<0.002							
ベンゼン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上					<0.001							
セレン	(mg/L)	0.01以下	年1回以上		-			<0.002							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05以下	年1回以上		-			<0.005							
クロロエチレン(別名塩化ビニル又 は塩化ビニルモノマー	(mg/L)	0.002以下	年1回以上					<0.0002			-				
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	(1以下)	年1回以上												

- * 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。
- * 基準値欄の()に示す数字は環境基準。
- * 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

(4)石積埋立処分場 放流水

(4)"山镇连立处力为	// /// [v	(V)						令和 7年	 E				4	令和 8年	Ŧ T
項目			技術上の	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した年月日		基準値	基準で 定める	4/9	5/8	6/12	7/10	8/6	9/3						
検査結果の得られた年	月日		検査頻度	6/3	6/26	7/29	8/29	9/30	10/3						
アルキル水銀化合物	(mg/L)	検出されないこと	年1回以上	<0.0005				<0.0005							
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005以下	年1回以上	<0.0005		<0.0005		<0.0005							
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03以下	年1回以上	<0.003	-	<0.003		<0.003					-		
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01		<0.01		<0.01							
有機燐化合物	(mg/L)	1以下	年1回以上	<0.1				<0.1							
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5以下	年1回以上	<0.02				<0.02							
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01		<0.01		<0.01							
シアン化合物	(mg/L)	1以下	年1回以上	<0.1				<0.1							
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003以下	年1回以上	<0.0005				<0.0005							
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01				<0.01							
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01				<0.01							
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2以下	年1回以上	<0.02				<0.02							
四塩化炭素	(mg/L)	0.02以下	年1回以上	<0.002				<0.002							
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04以下	年1回以上	<0.004				<0.004							
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1以下	年1回以上	<0.1				<0.1							
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4以下	年1回以上	<0.04				<0.04							
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3以下	年1回以上	<0.3				<0.3							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06以下	年1回以上	<0.006				<0.006							
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02以下	年1回以上	<0.002				<0.002							
チウラム	(mg/L)	0.06以下	年1回以上	<0.006				<0.006							
シマジン	(mg/L)	0.03以下	年1回以上	<0.003				<0.003							
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2以下	年1回以上	<0.02				<0.02							
ベンゼン	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01				<0.01							
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1以下	年1回以上	<0.01				<0.01							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	10以下	年1回以上	<0.05				<0.05							
ほう素及びその化合物	(mg/L)	50以下	年1回以上	<0.1				<0.1							
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15以下	年1回以上	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	200以下	年1回以上	1.9	8.0	1.3	2.2	1.6	0.4						
水素イオン濃度	(mg/L)	5.8~8.6 (協) 5.8~8.6	月1回以上	7.8	7.6	7.5	7.4	7.4	7.7						
生物化学的酸素要求量				3.4	2.9	3.8	2.7	4.2	2.0						
化学的酸素要求量		90以下,(協)20以下	月1回以上	4.2	7.3	6.7	4.4	6.3	7.0						
浮遊物質量	(mg/L)	60以下,(協)20以下	月1回以上	5	12	8	<1	11	3						
/ルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	(鉱油)5以下 (動植物油)30以下	年1回以上	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7						
フェノール類含有量	(mg/L)	5以下	年1回以上	<0.5				<0.5							
銅含有量	(mg/L)	3以下	年1回以上	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1						
亜鉛含有量	(mg/L)	2以下	年1回以上	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2						
溶解性鉄含有量	(mg/L)		年1回以上	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10以下	年1回以上	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5						
クロム含有量	(mg/L)	2以下	年1回以上	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2						
大腸菌数	(CFU/mL)	800以下	年1回以上	0	8	1	0	0	1						
窒素含有量	(mg/L)	(協)10以下	年1回以上	2.2	1.5	2.3	2.5	2.4	1.0						
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10以下	年1回以上												

- * 基準値は、ダイオキシン類以外については「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく。
- * 基準値欄の(協)に示す数字は富谷市との協定による排出基準値で、4~9月のみ適用。
- *「有機燐化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- * 大腸菌群数の基準値は日間平均。
- * 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

4 水質の悪化が認められた場合の措置

必要な措置を講じた日・ 措置の内容

5 最終処分場の残余の埋立容量

単位: ㎡

残余の埋立容量 4,020,685